

## 議 事 録

件 名： 第 1 回 廃棄物受入に関する検討委員会  
日 時： 平成 26 年 7 月 31 日（木）15:30～17:15  
場 所： 大阪湾広域臨海環境整備センター会議室

### 【概要】

- 委員会設置要綱説明、委員互選により委員長を選出
- 議題ごとに事務局が説明の後、質疑応答
  - 議題（１）委員会の検討事項とスケジュールについて
  - 議題（２）大阪湾フェニックス事業の概要について
  - 議題（３）ダイオキシン類基準超過事案の概要及び大阪湾センターの対応について
  - 議題（４）検討課題について

### 【議事内容】

- 議題（１）委員会の検討事項とスケジュールについて
  - 検討会フローにより、検討内容及び年内に委員会を４回開催し、結果を受け来年度以降の受入業務へ反映させるスケジュールを説明、了承を得た。
- 議題（２）大阪湾フェニックス事業の概要について
  - 事業、受入業務の概要、受入検査の仕組み、基準超過対応の現状について説明。
- 議題（３）ダイオキシン類基準超過事案の概要及び大阪湾センターの対応について
  - 発生事案３件、事案に対する措置状況、再発防止の取組について説明、質疑応答
  - （委員）事案は、チェックをクリアしていたのか。契約時に問題なければ、素通りできてしまい、受入検査とは別の機会に判明したというのか。
  - （事務局）超過を把握できなかった。高島市は、自主分析で基準超過しても、別途２回目を行い、基準適合した結果だけで申込を行っていた。それを何年も続けていた。
  - （委員）事案発生の原因は調査中とのことだが、なぜ誤魔化そうとしたのか。費用増や技術的にどうしようもなかったなどが考えられるが。
  - （事務局）推測になるが、センターで受入れてもらえないと民間処分場での高額な処分となること、処分にあって必要な搬出先市町村の同意を得る事も困難といったことから超過報告を躊躇したと考えられる。実際、高島市の事案では、民間施設で処分しようとしたが立地市の同意が得られなかったとの新聞報道があった。
  - （委員）実名公表を行ったが、公表については要領には規定がないようだが。
  - （事務局）要領では公表については定めていない。これまでは個々の基準超過事案の公表は行っていない。高島市の件は一般廃棄物におけるダイオキシン類基準超過の初めての事案であり、行政に対する信頼を損なうものであり搬入停止とし、社会的影響の大きさから公表することとした。
  - このような考え方から行政主体の場合は、実名公表とした。民間の場合、実名公表は社会的制裁が大きすぎると判断し匿名公表とした。これらはダイオキシン類に関する超過事案に対する特例措置として位置付けて行っているものであり、要領に規定したもの

ではない。

(委員) 今後、公表の基準、方法は決めるのか。

(事務局) 委員会でも意見を頂きたいと思っている。外部からは、安全に関することであり公表すべき、風評被害を考えれば次々公表すべきでないといったご意見がある。公表をどういった範囲で、どのような方法で行うのがいいのか、民間は社名を出すのか匿名とするのかといったことについて意見を頂きたい。なんらかのルール化は行いたい。

(委員) センターとしては、受入の可否については権限をもっており、それによる指導はできるが、炉の運転など施設管理の指導については監督官庁に任せざるをえない。監督官庁との連携も課題の一つではないかと思う。フェニックスが事業場へ立ち入ってまで指導を行うべきとまでは言えない。そういったことは監督官庁にきちんとしてもらわないといけない。

#### ○議題（４）委員会の検討課題について

現時点で考えられる課題について説明、質疑応答

(委員) 分析方法に関して２回分析を行った結果の扱いについては、今回は似通った値であり特措法の援用（低い方を結果とする）で行けると改めて思った。

(委員) 分析手法の誤差を考慮した２回分析であれば、単一業者で分析など条件は同じほうがよいとも考えられる。試料採取や分析業者数などのルールを決めていくほうがよい。

(事務局) 相手先から業者の技量への疑義が出る可能性もあり、複数業者で試行している。

１回分析では不足であり、２回は必要というところまでは決めておきたい。

(委員) 誤差の原因を複雑化させる懸念はある、基準超と基準以下の２つの結果が出たときにさらに再分析ともなりかねない。２回測定することの必要性は分かった。

(委員) ２回分析の意味は分かった。前後２回で行うことについてはもう少し検討の余地があるが十分議論できたと思う。その他の課題については次回以降議論することとした。